令和７年度第２回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時：令和７年 12 月 22 日（月）午前９時 30 分～
場所：市役所本庁舎２階　特別会議室

１　市職員等による障害者差別に関する相談事例　【資料１】(P. 3)

２　障害者への配慮についての取り組み事例　【資料２】(P. 11)

３　本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み　【資料３】(P. 24)

＜参考資料＞
名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱（P. 44）

【資料１】

１　市職員等による障害者差別に関する相談事例（令和７年４月～9 月）

（1）趣　旨

令和 7 年度上半期に、各局室区から報告のあった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくもの。

（2）相談件数（令和７年４月～9 月）

相談件数	申出内容別の状況						
	職員の対応			事務事業の実施方法等		施設のバリアフリー関係	その他の相談等
	差別的言動	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
1 件	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
2 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	2 件	0 件

※ 下段件数は、障害者差別相談センターにて対応した本市関連の事案件数

(参考) 年間相談件数の推移

年度	相談件数	職員の対応			事務事業の実施方法等		施設のバリアフリー関係	その他の相談等
		差別的言動	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
R 元	9 件	1 件	2 件	0 件	0 件	0 件	1 件	5 件
R2	4 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	3 件
R3	5 件	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件	2 件
R4	5 件	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件	3 件
R5	193 件 (185 件)	1 件	1 件	1 件	0 件	1 件	79 件 (78 件)	161 件 (156 件)
R6	4 件 (1 件)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件 (1 件)	3 件

※ 申出内容別の状況については、複数の区分に該当する場合があるため、受付件数と一致しない。
※ （　　）内件数は、名古屋城バリアフリー関係分（再掲）

※ 障害者差別相談センターにて対応した本市関連の年間事案件数

R6	5 件	0 件	1 件	1 件	2 件	1 件	0 件	0 件

（３）主な相談事例の概要

○ 職員の対応（合理的配慮の不提供）

事例１	区役所福祉課の窓口対応について
相談者	障害当事者（高次脳機能障害）
相談内容	障害福祉サービスの負担額の件で、港区役所福祉課へ来庁して相談した。その際職員から説明を受けたが自分の希望がかなわず納得できなかったので、翌日、再度来庁して相談し、前日説明した職員が対応した。改めて説明を受ける中で、職員の「昨日も同じ内容を説明している」との発言に傷ついた。自分には高次脳機能障害があり、特性として物事をすぐに忘れてしまうが、自分の障害特性が理解されていないと感じた。また発言の仕方が威圧的であった。 （港区）
対　応	相談者への対応として、気分を害させてしまったことを謝罪したうえで障害福祉担当職員全員に高次脳機能障害の内容及び当該障害者への配慮事項を周知することを説明した。また、当該障害は外見で判断することは困難であることから、窓口対応で配慮が必要である場合は、より適切な対応のため、できればその旨を伝えてほしいと依頼した。 なお、担当職員全員へは、「こんなときどうする？障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」等から高次脳機能障害に関する記載を抜粋した資料を供覧し、障害特性や障害のある方への配慮のある接し方について改めて周知した。

○ 障害者差別相談センターにて対応した本市関連の事案

事例２	地下鉄乗車について
相談者	障害当事者（知的障害・発達障害）
相談内容	子は犬を見るとパニックになるため、交通局に「地下鉄に犬を乗せないで欲しい」「犬同伴の場合は１両目に限定して欲しい」との要望を伝えたが、「検討しない」と言われた。対応について何の検討もしてくれないのかと感じた。
対　応	交通局に事実確認をしたところ、身体障害者補助犬の出入りの制限に関わることや、ペットは一定の制限のもと受け入れているため、実現が難しいことを相談者に説明し、ご自身での他の車両への移動及び係員や乗務員への声掛けを提案したが、了承を得られなかったとの回答があった。 センターから、1車両動物乗車不可の車両の設置を提案したところ、車両制度の変更は難しいが、相談者から依頼があれば該当の駅の乗務員や駅係員に周知し、見守りをすることが可能との回答を得た。相談者へフィードバックし、意思表示方法としてメモ用紙やヘルプカードの活用を提案し、対応を終了した。

（参考）障害者差別相談センターで対応した民間事業者関連の事案

事例３	窓口における代筆の対応について
相談者	障害当事者（難病）
相談内容	金融機関で残高証明書の発行手続きをする際、パーキンソン病により自筆が困難である旨を伝えた上で行員に代筆を依頼したところ、規定を理由に断られた。
対　応	当該金融機関に事実確認をしたところ、手続きの際に、行員から「原則親族等の同行者による代筆となる」と相談者へ説明した。しかしながら、本件は後日郵送での発行かつ現金取引きではないことから、行員が代筆すべきだったと判断し、相談者に謝罪するとの回答があった。相談者へフィードバックし、対応を終了した。

事例４	電話リレーサービスでの対応について
相談者	障害当事者（聴覚障害）
相談内容	ごみ収集業者で組織された組合に、電話リレーサービスにて、事業系ごみの搬出について問い合わせをしたところ、「電話ができないと難しい。電話できる人にお願いしてほしい」と言われ、サービスが受けられなかった。
対　応	当該組合に事実確認をしたところ、「必要事項を聞いたが教えてもらえず、サービスの提供ができなかった。電話リレーサービスを介する対話にも不安を感じた」との回答があった。再度相談者に確認したところ、双方の認識に齟齬があったため、相談者から提出のあった電話リレーサービスの文字起こしを確認した。センターでは、不当な差別的取扱いの可能性があると判断し、障害企画課を通じて関係機関である環境局へ、組合及び組合に加入する事業者に対し、障害者差別解消法や障害・障害者理解を周知することを協力いただくよう依頼をし、関係資料の配布をした。相談者へフィードバックしたところ、無事にサービスが受けられたと返事があり、対応を終了した。

（参考）

㊨

27 健 障 企 第 545 号
平 成 28 年 2 月 4 日

各局室区人事担当課長　様

健 康 福 祉 局 障 害 福 祉 部
主幹（障害者差別解消・福祉都市推進）

障害者差別に関する相談等の記録及び報告について（依頼）

平成 28 年 4 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行に伴い、職員は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（以下「対応要領」という。）」に沿った対応が求められることになります。

対応要領には、不当な差別的取扱いとなりうる事例や、合理的配慮として考えられる事例を掲げていますが、記載された事例はあくまで例示であり、障害や疾病の多様な特性に応じた個別の対応を行うことが必要となります。

そこで、対応要領に定めるとおり、各部署に実際に寄せられた障害者差別に関する相談事案を集約し、共有化を図ることで、本市における障害者差別解消の取り組みに活かしてまいりたいと考えております。つきましては、障害者差別に関する相談等を受けた場合には、別紙により記録し、ご報告くださいますようお願いします。

なお、ご報告いただいた相談件数の集計結果につきましては、名古屋市障害者差別解消庁内推進会議(公開)等において報告することを予定しています。また、提出いただいた相談事案から参考となる事例につきましては、各局室区へ提供するなど、活用を図ってまいりたいと考えています。各局室区におかれましても、障害者差別に関する相談等を受けた場合には、迅速かつ適切に対処し、障害者差別の解消に向けて、主体的に取り組んでいただきますようよろしくお願いします。

（健康福祉局障害福祉部障害企画課　TEL:972-2585）

（別紙）

障害者差別に関する相談等の記録及び報告の取り扱い

1　記録と報告の流れ（概要）

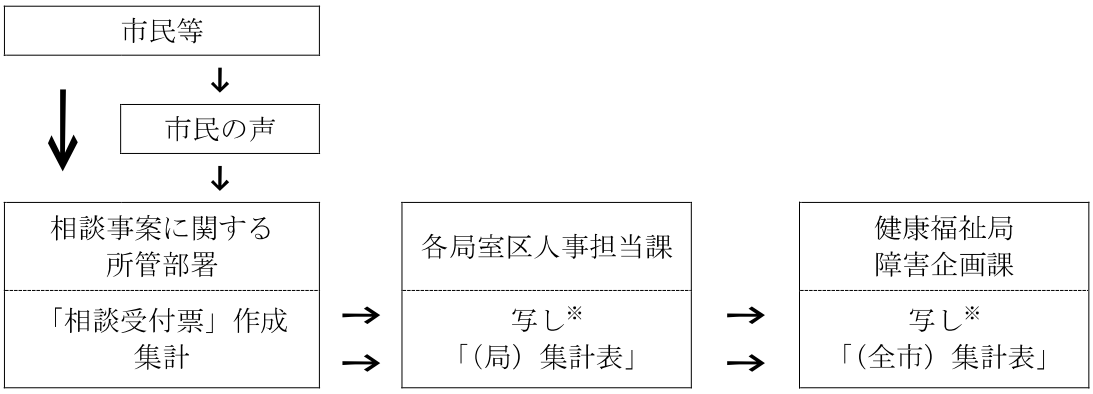

※特定の個人を識別できる情報は黒塗りしてご提出ください。

2　様式

第 1 号様式　「障害者差別相談受付票」
第 2 号様式　「集計表」

3　記録について

(1)　「障害者」の判断について

障害者の範囲は、対応要領に定めるとおりです。但し、相談等を受けたときに、障害者であるかどうかの確認までを求めるものではなく、応対する中で、障害を理由とする差別に関する相談等であることが判明した場合に記録の対象とします。

(2)　記録の範囲について

＜対象となるもの＞

① 職員の対応（差別的言動、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供）に関する相談・要望・意見等
② 市の事務事業の実施方法等（不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供）に関する相談・要望・意見等
③ 市が管理する施設のバリアフリー化（ハード面の環境整備）に関する相談・要望・意見等

＜対象とならないもの＞

① 定例的な団体要望や団体広聴における要望
② 受託業者等が受けた相談・要望・意見等（取り扱いは別途）

＜留意事項＞

① 匿名の相談等も含みます。
② 受付の区分（市民の声、来庁、電話、メール等）は問いません。
③ 他の制度に基づき記録される相談等も含みます。この場合、「障害者差別相談受付票」（以下「相談受付票」という。）の「申出の内容」及び「対応方針」欄の記入に代えて、他の制度の記録の写しを添付していただいても構いません。
（要望等記録制度との関係は後記５参照）
④ 居住施設や教育機関等、不特定でない利用者との関係が長期にわたる施設に係る相談で、当該利用者による利用等に関して日常的に行われるものは除きます。
⑤ 合理的配慮を求める意思の表明があり、その場でこれに対応した場合（代替手段で対応した場合や説明等により理解を得られた場合を含む。）は除きます。
⑥ 本人が差別を受けたと感じて相談等があった場合、結果的に、障害者差別解消法上の不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供には当たらなかった場合であっても、記録の対象とします（④や⑤に該当する場合を除きます）。
（この場合の集計区分は「その他の相談等」）

(3)　市政相談「市民の声」を通じて相談等を受けた場合の取り扱いについて

① 「『市民の声』事務取扱」（以下「事務取扱」という。）にしたがって対応し、処理後、対応した部署において「相談受付票」を作成してください。この場合、「相談受付票」の「申出の内容」及び「対応方針」欄の記入に代えて、「『市民の声』事務取扱実施細則」（以下「実施細則」という。）第２号様式「カード市民の声　回答報告書」の写しを添付していただいても構いません。
② 事務取扱第５（7）但書により第２号様式を作成しない場合は、「申出の内容」及び「対応方針」欄の記入に代えて、実施細則第１号様式の１「カード市民の声」の写し及び広聴担当課（市民経済局市民生活部広聴課及び各区区民生活部まちづくり推進室）へ送付する回答文案の写しを添付していただいても構いません。
③ 事務取扱第５（1）但書により第２号様式を作成しない場合でも、申出事案の所管部署において対応が必要と判断するケースについては、「相談受付票」を作成してください。（例：連絡先不明のため、申出人への回答はしないが、申出内容に対し、職員への指導・事務事業の改善・環境整備などの対応が必要と判断する場合等）

(4)　所管外の相談等を受けた場合の取り扱いについて

① 所管部署又は他機関を案内して終わったときは、記録の必要はありません。
② 一旦相談等を受け、所管部署又は他機関に伝えることとなったときは、「相談受付票」に記録し、「対応方針」にその旨記載してください。
③ 引き継いだ所管部署では、別途、「相談受付票」を作成してください。

4　報告について

(1)　報告方法

各局室区の人事担当課でとりまとめの上、「相談受付票」の写し及び局室区の「集計表」を健康福祉局障害企画課へ提出してください。

(2)　障害企画課への報告期限

① 平成 28 年 4 月から 9 月分
翌月 15 日まで
② 平成 28 年 10 月以降
4 半期ごと（1 月・4 月・7 月・10 月の 15 日までに前 4 半期分）

5　要望等記録制度との関係

本件により記録された事案については、「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」第 8 条に基づく記録は要しません（同第 9 条第 5 号適用）。

（参考）

手話で、文字で、電話を通訳。

電話リレーサービス

電話の世界がひろがる。

電話リレーサービスとは

聴覚や発話に困難のある人と、きこえる人（聴覚障害者等以外の人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができるサービスです。

登録方法

1 アプリをダウンロード

iPhoneの方▶ App Store からダウンロード

Androidの方▶ Google Play で手に入れよう

2 登録申請

登録

3 番号が郵送で届く

知ってほしいこと

- 電話リレーサービス用電話番号は050から始まる番号です。
- 応答後、通訳オペレータから以下のアナウンスがあります。
  “こちらは電話リレーサービスです。耳の聞こえない方などからのお電話を通訳しております。双方のお話を全て通訳いたします。よろしくお願いします。”
- 通訳オペレータは会話の内容をそのまま通訳します。
  代わりに交渉したり、用件を済ませたりしません。

法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです

24時間365日使えるサービス
かけたい時にいつでも電話ができます。

双方向でスムーズな会話を実現
通常の電話と同様にどちらからでも発信ができます。

緊急通報機関への連絡
災害時や緊急時に110、119、118へ連絡ができます。

お問い合わせ

カスタマーセンター 9:30～17:00（年末年始を除く）
手話・文字チャットでお問い合わせができます。
WEB：https://www.nftrs.or.jp/contact/
TEL：0120-528-071　FAX：03-6275-0913
総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

公式サイト▲

電話リレーサービスは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に基づき指定された電話リレーサービス提供機関が提供します。その提供に必要な費用は、電話提供事業者からの負担金を原資とする交付金で成り立つものです。交付金の交付や負担金の徴収業務は、同法に基づき指定された電話リレーサービス支援機関が行います。

日本財団 電話リレーサービス　総務省

【資料２】

２　障害者への配慮についての取り組み事例

（１）趣　旨

各局室区における障害者への配慮についての取り組み事例の照会結果です。毎年実施していますが、新たな取り組みも追加した事例集をフィードバックすることにより、各職場における取り組みに活かしていただくものです。

不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行う「環境の整備」と、特定の障害者に対して個別の状況により行う「合理的配慮の提供」を両輪として進めることが重要です。

（２）障害者への配慮についての取り組み事例

別添のとおり（※ 追加ヶ所：太字・網掛け付き）

障害者への配慮についての取り組み事例

1　窓口・案内

主な対象	事　　例
全　　般	区役所・施設での移動時や駅での移動・乗降時における介助・誘導・同行
	フロアサービス員を配置し、申請書の記入方法の案内や支援等を実施
	サービス介助士の資格を持つ職員の配置
	福祉コンシェルジュを配置し、窓口案内や手続きの支援等を実施
	受付カウンターにスティックラバー（杖立）を設置
	窓口への来庁が困難な人に対する郵送での対応
	申請書類に記入できない場合の代筆の実施
	耳の不自由な方や歩行の不自由な方を窓口に呼ぶときは直接フロアーに出向いて対応
	窓口にみえた際に声かけができない人に対してすぐに対応できるように呼び鈴・呼出ボタンを設置
	窓口でお客様を呼び出すための特大受付番号を貼り付けたファイルの提示
	バリアフリートイレやスロープ等の案内表示の確認・追加
	（本人の意向による）優先席利用時の周囲への声かけ
	乗車券や自動販売機の商品の購入の手伝い
	障害に配慮したナースコールの配備
	施設の利用に関して困ったことを気軽に尋ねてもらえるような案内表示の設置
	トイレの案内表示の増設
	平仮名や英数字による地下鉄駅名の表示
	障害のある方への連絡について、個別の事情に応じた方法（文書、電話、メールなど）で連絡
	障害のある様々な方へ対応できるよう、受付窓口にはハイカウンターとローカウンターの両方を設置
	申請書の記入箇所に印をつけたり、メモを添付するなどの分かりやすい記載指導を実施
視覚障害	読み上げによる対応
	文字を拡大した説明カードでの説明
	老眼鏡や拡大鏡の窓口への設置
	音声コード（SP コード）（文字情報をデジタル情報に変換した二次元コード）を読み上げる「視覚障害用活字文書読上げ装置」の窓口への配置

視覚障害	薬袋（服用回数の説明）に点字シールを貼り付け
	バス停や自動販売機での点字による情報提供
	地下鉄駅改札の駅員呼出しインターホンの設置場所を窓口カウンター正面卓上に統一
	交通局のテレホンセンターにおける時刻表等の読み上げ
	音声で確認できる血糖測定器やインスリン注射の補助具（ルーペや操作補助具）を用意
	国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、障害者医療証、福祉給付金資格者証、介護保険被保険者証等への点字シールの貼付
	現金収納や口座振替登録を行う窓口に昇降式のデスクを設置
	市民意識調査の際にアンケート用紙の点字版も作成
	介護保険料や後期高齢者医療保険料の納入通知書等を送付する際に希望に応じて点字版を作成
	新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場で配布している「接種後のお願い」の点字版を用意
聴覚障害	「耳マーク」及び「筆談マーク」を掲出して筆談やコミュニケーションボードによる対応等を実施
	筆談用ボードの窓口への設置
	ゆっくり、はっきりと口元が分かるように説明
	「耳マーク」及び「手話マーク」を掲出して手話通訳の可能な職員や案内スタッフを配置
	タブレット端末を使った遠隔手話通訳（テレビ電話機能の活用）、筆談（音声を文字化できるアプリ（UD トーク）やディスプレイ画面で筆談ができるアプリ（UD 手書き）の活用）
	案内表示装置（駅構内の電光表示板や地下鉄の車内案内表示装置（ハッチービジョン）等）を用いた緊急時の情報提供
	地下鉄駅やサービスセンターでのタブレット端末を用いた案内
	説明カード・装置のランプの色・ホワイトボード等を活用した説明
	コミュニケーションボードによる問診（外国語（10 か国語）でも対応）
	筆談用ボードを新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場に準備
	助聴器の窓口への設置
肢体不自由	荷物の上げ下ろしの手伝い
	車いす使用者等のスペースの確保や低床カウンターへの案内
	車いす使用者等の対応の際には職員が 1 階に降りて対応

肢体不自由	車いす使用者等の降車駅への連絡
	（ホームと車両との隙間や段差の解消のため）地下鉄への乗降時の渡り板による介助
	施設利用者への器具（車いす・車いすのタイヤを保護するカバー・電動カート・杖等）の貸出し
	インターホン等による対応
	出入口（手動ドア）の開閉の介助
	車いす使用者の目線を意識したバリアフリートイレの表示位置の変更
	車いす使用者が180度回転できる通行幅（140㎝以上）を確保
	車いす利用者に対して、時間外の出入りについて他の利用者とは別に移動距離の短い出入口を開放
	足に障害のある方が座って書類記入できるようバインダーを提供
知的障害	相手の状況に合わせて、話す内容や速さ等を伝わりやすいように対応
精神障害	不安を感じさせないように穏やかな口調で会話
	できるだけ静かな場所で話を聞くように対応
	口頭での説明では理解が難しい場合は、メモ等に筆記して説明を分かりやすくして伝達
	対人恐怖症など対人状況で緊張や不安が強い方に、直接会話をせずにメールで質問に答えるなどの対応

２　広報（印刷物・映像）

主な対象	事　　例
全　　般	デザインや文字を印刷物ガイドラインや福祉都市環境整備指針に基づいた印刷・配色・字体で設定
	動画にふりがなをつけた字幕を掲載（文字情報が有用な聴覚障害者と漢字は読めなくてもひらがならば読める知的障害者への配慮）
	問合せ先のFAX番号の併記
	「広報なごや」に掲載する記事の問い合わせ先には、原則、電話番号と合わせてFAX番号やメールアドレス等も記載
視覚障害	点字版の作成または点字の貼り付け
	拡大版（弱視の人が読めるように文字を拡大したものや拡大印刷したもの）の作成
	テキストデータ（音声読み上げソフトに対応した形式）の提供

視覚障害	音声版（文字情報が録音されたCD等）の作成
	音声コード（Uni-Voice（ユニボイス）、SPコード等の二次元コード）の印刷 ※Uni-Voice：専用の機器や対応のアプリケーションをインストールしたスマートフォン・タブレット端末により、文字情報を音声で読み上げることのできる二次元コード SPコード：専用の機器（活字文書読上げ装置）により、文字情報を音声で読み上げることのできる二次元コード
	色覚障害者に配慮して、色の凡例に色名の文字も表示して何色であるかを文字でも表示
	「広報なごや」で点字版・音声版・テキストデータを作成
	「広報なごや市会だより」（名古屋市会の広報紙）で点字版・声の市会だより・テキストデータを作成
	「広報なごや・特集号」で点字版・音声版・テキストデータを作成
聴覚障害	市政広報テレビ番組は字幕放送も合わせて実施
	平成25年度～平成30年度に制作した自主制作映像、主に昭和30～40年代の名古屋の様子を記録した古映像の字幕版の作成
	動画に字幕や手話通訳を掲載
知的障害	平易でわかりやすい内容にまとめて、漢字にはふりがなをつけた印刷物の作成

3　ウェブサイト

主な対象	事　　例
全　　般	各種施設や駅等のバリアフリー情報の提供
	電話番号と合わせてFAX番号やメールアドレス等も記載
視覚障害	文字サイズの拡大機能の提供
	音声読み上げソフトに対応した構成（テキストデータの埋め込み等）
	視認性の条件（JIS規格）・十分なコントラストの確保・色の違いに頼らない網掛け処理等の配慮
	画像に対するALT属性（画像の代替となるテキスト情報）の設定
	時刻表、地下鉄駅のホーム・改札等の構造や位置関係のイメージ等について、音声読み上げソフトによる読み上げが分かりやすくなるように改善
聴覚障害	掲載動画には字幕を表示することを推奨
肢体不自由	マウスを利用できない人でも情報を取得できるよう、キーボードのみの操作ですべてのページを閲覧できるように構成
知的障害	漢字にふりがなをつける機能の提供

4　各種行事・イベント・講座（講演会・講習会・区民まつり等）

主な対象	事　　例
全　　般	申込方法や問い合わせ先は電話以外にFAXや電子メール等でも対応
	エレベーターを利用できる施設で開催
	会場案内図に最寄り駅の直近の出口（〇番出口）のほかに、エレベーターのある出口（〇番出口）も紹介
	参加にあたっての配慮（手話通訳・要約筆記・資料の点訳等）が必要な場合には事前の相談に対応する旨を記載
	イベントを実施する際には対応する職員の数を増員
	障害内容に応じた適切な対応が可能となるよう事前に打ち合わせを実施
	説明の内容を簡潔にしたり、説明の速さを遅くするといった対応を実施
	博物館の特別展の障害者入場券を事前にコンビニ等でも購入できるよう対応
視覚障害	チラシやレジュメ等の点字版の作成
	点字版資料や音声版資料の製作・貸出し
	博物館の展示説明会（展示の趣旨、内容等の説明）において、資料の見えない方のために、口頭で丁寧に説明を実施
	博物館の展示会場内を同伴して、簡単な展示ガイドを実施
聴覚障害	手話通訳者や要約筆記者の配置
	手話講座に聴覚障害用の応募枠を設置
	磁気ループ席の設置や赤外線補聴システムの貸出し
	字幕つきプラネタリウムの実施
	イベントに参加した聴覚障害者に向けて、説明内容を大きく印刷したものを作成し、紙芝居のように見せながら説明
	映画会で字幕及びボイスガイドを配置
	聴覚障害者の脇に座り、講演の進行に合わせて説明内容を記載した文書を提示
	駅ちかウォーキングの受付に耳マークを掲出
	区役所のイベントや講演等の際にヒアリングループの貸出
	【追加】定期的に実施しているおはなし会の中で、手話による絵本のよみきかせを行う回を企画・実施（教育委員会事務局）

肢体不自由	車いす使用者や介助者用のスペースの確保
	車いす使用者に配慮したパネルや机の配置
	防災訓練における仮設スロープの設置による段差の解消
	開催案内にバリアフリートイレの場所を記載
	肢体不自由がある方等については、待ち列に並ぶのではなく、待機場所を設置
	ウォーキングイベントで車いす使用者が参加できるための迂回ルートを設定
	スタンプラリーでエレベーターがある場所にスタンプを設置
	駐車場が離れた位置にあるときには車いす使用者等が乗っている自動車を施設近くまで誘導・案内
	講堂に登壇用の昇降機を設置

5　教育（教育委員会）

主な対象	事　　例
全　　般	移動の補助や排せつ・着替え・食事等の介助を必要とする幼児児童生徒に学校生活介助アシスタントを派遣
	学校生活介助アシスタントを利用している児童生徒で、移動への支援が特に必要な児童生徒に対し、宿泊行事に介護ヘルパーを派遣
視覚障害	視覚障害のある児童生徒への拡大教科書の無償給与、学習を助ける斜面机の整備
聴覚障害	聴覚障害のある児童生徒の在籍する学校に対し、デジタル補聴システムの送信機を貸出し
肢体不自由	肢体不自由のある児童生徒への学習を助ける斜面机の整備、車いす用の児童机の整備、階段昇降機の貸出し
内部障害	人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、その他の医療行為を必要とする児童生徒に看護介助員を配置
	食べる機能に障害のある児童生徒に形態食を提供する栄養士の配置
知的障害	障害の程度や習得状況に応じた個別の指導・支援の実施
発達障害	主に学校生活上で支援を必要とする発達障害のある幼児児童生徒に対して発達障害対応支援員を配置
	主に学習面で支援を必要とする発達障害のある児童生徒に対して発達障害対応支援講師を配置

その他	野外教育センターにおける配慮 ・入所校の活動計画作成上の情報提供と打合せ ・保護者及び本人の下見受付、保護者や介助者の宿泊受入 ・教員風呂の使用許可 ・職員トイレの使用許可 ・屋外トイレの簡易便座設置 ・野外学習のため公用車での送迎 ※通常学級在籍の発達障害の児童、特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒

6　防　災

主な対象	事　　例
全　　般	電話による119番通報が困難な場合でもFAX（ファックス119）、電子メール（メール119））及びインターネット（Net119）を用いて通報できるよう、受信態勢を整備（メール119及びNet119は事前登録制）
	街路灯への海抜表示を実施する際のルビ（振り仮名）振り
	災害時ヘルプカード及び記載例の作成・配布（ルビ（振り仮名）振りや点字版の作成も実施）
	障害のある方へ配布する防災用リーフレットへの作成（ルビ（振り仮名）振りも実施）
	指定避難所運営マニュアルにおける要配慮者への配慮事項や対応方法の掲載、指定避難所運営訓練等における実践
	指定緊急避難場所及び指定避難所標識看板の作成する際には、ピクト表示とルビ（振り仮名）振りを実施
	災害時における要配慮者支援マニュアルにおける要配慮者への配慮事項や対応方法の掲載
視覚障害	なごやハザードマップ防災ガイドブックの点字版・音声版を作成・配布
	なごやハザードマップ防災ガイドブックの音声版を市公式ウェブサイトで公開
	指定避難所運営マニュアル（概要版）音声コード（SPコード）の印刷
聴覚障害	救命講習実施時、画面表示のみで操作の理解ができるAEDトレーナーの導入
	手話による教養DVDを作成し、救命講習の実施時に使用
肢体不自由	指定避難所に配備している仮設トイレのすべてを車いす対応
内部障害	腎臓病患者の方を対象に、災害用備蓄物資として低たんぱく米を備蓄

7　議会・会議の傍聴

主な対象	事　　例
全　　般	資料の字体を、公開し多数の市民に見ていただくことを想定のもと、ユニバーサルフォントに設定し作成
視覚障害	会議傍聴者へテキスト版の資料をメールで提供（資料内容に応じて一部は会議前日に提供）
聴覚障害	傍聴席における手話通訳の対応
	傍聴席における磁気ループ席の設置や専用受信機の貸出し
肢体不自由	階段を使わずに傍聴席へ行けるバリアフリー受付を設置
	会議傍聴者の介助者のスペース確保

8　選挙（選挙管理委員会・区役所）

主な対象	事　　例
全　　般	投票所内の掲示物のルビ（振り仮名）振り
	投票所に投票用紙を押さえる文鎮等を備え付け
	仮設スロープの設置による投票所の段差解消
	投票所に投票用紙の滑り止めシート等を備え付け
	投票所で支援が必要であるが口頭で申し出しづらい方のために、投票支援カードを準備
視覚障害	投票所に候補者氏名等の名簿の点字版を備え付け
	投票所に点字投票用の点字器を備え付け
	選挙種別が判読できるように投票箱の投入口に点字シールを貼り付け
	投票所に拡大鏡を備え付け
	市長選挙及び市議会議員選挙において、選挙公報の点字版・音声版を配付（その他選挙においては愛知県選挙管理委員会が配布）
	選挙のお知らせに宛名・投票所名・区連絡先等の点字版シートを添付して配布
	弱視者等が投票しやすいように、身体障害者用記載台に照明器具を備え付け
	投票用紙に自筆する際に、記入する枠がよく見えないなど不安のある方に向けて、記入する枠がわかりやすくなる補助具を投票所に準備
聴覚障害者	投票所にコミュニケーションボードを備え付け
	投票所に「耳マーク」を掲出し、筆談等に対応
肢体不自由	投票所に車いすのまま投票できる低い投票台を備え付け
	投票所に貸出し用の車いすの配置
知的障害	（代理投票時における）意思疎通等の確認等の便宜のため、投票所に投票の流れ図及び選挙公報の縮小版（A4 版）を備え付け

9　配慮に向けた研修・啓発

事　　例
大学生の発達障害についての理解を深め、支援のあり方や具体的な対処法について考える機会の一環として、FD 講演会（教職員のための講演会）を開催
自主的に手話講習を受講し、手話での窓口対応を実施
ハンセン病やエイズへの差別・偏見を無くすため、市ホームページでの情報提供やパンフレット配布による啓発
災害ボランティアコーディネーターの講座において、障害のある要援護者への配慮についての講習を実施
トワイライトスクール等の運営者に対して発達障害に関する研修を実施
トワイライトスクール等に対する、「配慮を要する児童への対応について」を策定
トワイライトスクール等に対する、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領を踏まえたトワイライトスクール等におけるポイント」を作成
全トワイライトスクール等に対して、「こんなときどうする？障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」を配布
保育所等職員へ統合保育の考え方に基づく保育を実施するための研修を実施
窓口における合理的配慮について、講義や当事者の保護者の体験談、グループワークを通して学ぶ研修会を実施
大学教職員等へ大学における合理的配慮のあり方について考える研修会を実施
主催講座において、視覚障害者の人たちと交流を深める講座やハンセン病を学ぶ講座を開催
障害者と地域の子ども達が交流することで、差別のない共生社会実現を目指して「名東ふれあいスポーツ広場」を実施
障害者差別解消法や障害者差別相談センターの啓発パネルの展示
電車やバスの優先席、車いす使用者用駐車スペース、バリアフリートイレの適正利用に関するポスターによる周知啓発の実施
クルーズ名古屋（中川運河における水上交通定期運航）の運航に関わる船内及び乗船場スタッフに対し、聴覚障害者へのコミュニケーション方法及び肢体障害者への対応方法（主に車いす介助の方法と船への乗り込み、船内での車いす固定実習）について研修を実施
【追加】地域療育センター、保健センター、保育所等の職員向けに、子どもの発達を一体的に支援するため「早期子ども発達支援担当職員研修」を実施（子ども青少年局）

10　その他

主な対象	事　　例
全　　般	入試実施時に配慮措置（別室受験・試験室指定・座席指定・注意事項等の文書による伝達等）を実施
	保健師等の採用選考の募集申込書に自由記入欄を設け、試験の実施にあたって障害のある受験者が配慮を必要とする場合にはその旨を申し出る機会を設置
	ごみや資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等に対し、原則として玄関先で収集する「なごやか収集」を実施
	粗大ごみ排出依頼に対し、実地面談を行い、合理的配慮の提供が必要と判断した場合、専有部分から粗大ごみを搬出
	保育所の障害児のいるクラスに対し、保育を補助する職員を加配
	地下鉄車内やバス車内への優先席や車いすスペースの設置
	採用試験に際し、身体の障害等による受験上の配慮の相談の有無を確認して対応（手話通訳・点字受験・配席等）
	トワイライトスクール等において配慮を要する児童に対し、必要に応じてトワイライト介助アシスタント等を配置
	スポーツ体験イベントでユニバーサルスポーツの体験コーナーを設け、特別支援学校の児童に参加を呼びかけ
	多目的更衣室の設備がない施設で、障害のある異性の方の着替えの介助が必要な場合、同じ敷地内にある別施設の多目的更衣室を案内
	図書館で布絵本の貸出し
	文字の拡大・文字色反転機能、音声読み上げ機能を備え、来館不要で利用可能な電子書籍の貸出し
	障害者割引の本人確認での障害者手帳アプリ（ミライロ ID）の導入
	障害者用駐車スペースが片側しかスペースが確保されておらず、運転する障害者、介助される障害者ともに利用しにくいとの意見から、支所駐車場再整備時に、新たに１か所広めの駐車スペースを確保
	地下駐車場にタクシー用停車場所を準備
	【追加】アジア・アジアパラ競技大会に向け、市内競技会場や競技会場最寄り駅、アクセスルートを、障害当事者との現地調査、意見交換を踏まえてバリアフリー整備を実施。（総務局）
視覚障害	家庭ごみ用指定袋の外装袋にパンチ穴をあけて、各指定袋の種類を区別化
	点字版資料・録音資料の郵送による貸出し、プレストーク未所持の利用者への IC レコーダーの貸出し
	拡大読書機の設置

視覚障害	大活字本の貸出し
	交通系 IC カード（マナカ）を券売機に挿入する向きがわかるようカードに切欠きを設置
	バス料金箱・地下鉄自動改札機の IC カード読取部表面に凸凹シールを貼り付け
	視覚障害者で合理的配慮の提供が必要な場合は、ごみ袋に点字が刻印された紙等を貼って出してもらい対応
	点字版の試験案内を希望者に対して配布
	名刺を作成する際には点字版も作成
	図書館で点字付き絵本の貸出し
	図書館で文字をそのまま読むことが困難である人のために希望資料の代読を対面で実施（対面読書）
	一部の図書館でリーディングトラッカー（文字列を追うことが困難な人のための読文補助器具）の窓口設置（弱視者向け）
	博物館の特別展において、展示物に係るキャプションをできるだけ観覧者視点に近づける（文字を大きくする・距離を近づける）等の展示の工夫を実施（弱視者向け）
	鶴舞公園 PPP/PFI 事業により整備されたトイレ及び無料休憩所の入口（屋外）やバリアフリートイレ内に、民間事業者の提案により音声案内を設置
	鶴舞公園 PPP/PFI 事業により整備されたエリアの入口について、民間事業者の提案により触知案内板を設置
聴覚障害	展示品解説用の文章（音声ガイド装置の原稿）や文字情報でも説明する音声ガイド機器の備え付け
	市長定例記者会見において手話通訳者を配置
	市長定例記者会見の会見録を市公式ウェブサイトへ掲載
	（新型コロナウイルス感染症の）軽症者等宿泊療養施設における筆談やショートメールの活用等による療養受け入れ
	（新型コロナウイルス感染症の）軽症者等宿泊療養施設において緊急時への備えとして発光機能のある呼び出し設備を配備
	聴覚障害者が救命講習を受講する際、聴覚言語障害者情報文化センターに手話通訳者の派遣を依頼
	エレベーターに通話モニターの設置
肢体不自由	図書館に来館できない場合に郵送貸出し（郵送料図書館負担）を実施
	採用選考の際、受験者からの申し出により、論文試験において PC による受験に対応

肢体不自由	（新型コロナウイルス感染症の）軽症者等宿泊療養施設におけるバリアフリールームの活用等による療養受け入れ
	クルーズ名古屋（中川運河における水上交通定期運航）の一部の船舶を車いすが乗船できるように改造、バリアフリー対応椅子の設置、手すりの増設
	博物館の展示物に合わせて目線の高さを変えられる昇降式車いすの貸し出し
	車いす使用者も通行しやすいよう砂利敷にマットを設置
	鶴舞公園 PPP/PFI 事業により整備されたバリアフリートイレ内に民間事業者の提案により介助用の大型ベッドを設置
知的障害	一部の図書館で LL ブック（文章を読んだり理解したりすることが苦手な人のためのやさしく読める本）の貸出し
内部障害	男性用個室トイレの一部に尿もれパッドを廃棄するためのサニタリーボックスを設置
	トワイライトスクール等において医療行為を必要とする児童生徒に対し、看護師を配置

【備　考】

（1）取り組み事例について

・似た事例については共通している内容で集約・統一

・文言は同じ表現で統一

（2）対象について

・範囲の広い障害を対応しているものは「全般」と記載

・ルビ（振り仮名）振りや FAX 番号の表記は広く捉える「全般」に統一

（3）その他

・近年に改められた用語は統一して更新（例：「多機能トイレ」→「バリアフリートイレ」）

３　本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み

【令和７年度（予定含む）】

（１）相談及び紛争解決体制等

区　分	内　　容
名古屋市障害者差別相談センターの運営	障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応し、紛争解決を図るとともに、市民・事業者に向けた啓発事業等を実施。 地域の相談窓口や専門相談窓口との連携・協力により、困難事例や複数機関にまたがる相談事案等へ対応。 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に運営委託（令和7年4月～12年9月）。 ※詳細はP.35参照
名古屋市障害者差別解消調整委員会の開催 （令和8年 1月16日）	事業者による障害を理由とする差別に関する相談事案で、名古屋市障害者差別相談センターへの相談によっても解決を図れなかった事案について、助言又はあっせん等を実施。あっせんによっても解決しない場合は、市長に対して勧告を求める。あっせんの申し立てに応じて随時開催。 令和7年度は、現時点であっせん事案がないため、第2回障害者差別解消支援会議と合同で開催予定。
名古屋市障害者差別解消支援会議の開催 （令和7年8月21日 令和8年 1月16日）	地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有等を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや、類似事案の発生防止の取り組みなど、差別を解消するための取り組みを協議する会議を開催。 名古屋市及び各機関の取り組みや相談事例、「こんなときどうする？障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」の改正案などの確認、意見交換を実施。
名古屋市障害者差別解消庁内推進会議の開催 （令和7年 8月18日 令和7年 12月 22日）	全庁体制で障害者差別解消に取り組むため、健康福祉局主管副市長をトップに、全局長による会議を開催。 各職場における相談事案や合理的配慮の好事例等を集約・集積するとともに、各局区室へ提供、周知することで共有を図り、本市における障害者差別解消の取り組みに活用。

（２）職員研修

ア　健康福祉局主催（あいサポーター養成研修）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th><th>参加者数</th></tr>
<tr><td>課長級職員研修
（令和７年12月24日
・令和８年１月26日・30日）</td><td rowspan="2">・「障害者差別解消法」「合理的配慮」について
・障害者擬似体験
・グループワーク
・あいサポート運動について</td><td>開催中</td></tr>
<tr><td>課長補佐級職員研修
（令和７年10月８日・14日
・令和８年１月29日・２月９日）</td><td>開催中</td></tr>
<tr><td>市職員等向け
あいサポーター養成研修
（令和７年８月６日・10月17日
・11月14日・12月22日）</td><td rowspan="2">・あいサポート運動について
・多様な障害特性と困っていること、望ましい配慮について
・障害者擬似体験</td><td>開催中</td></tr>
<tr><td>あいサポーター養成研修
（市長・副市長・局長級職員対象）
（令和７年５月８日）</td><td>14人</td></tr>
</table>

※対面式の研修とし、市民討論会における差別事案を踏まえ、令和５年度よりグループワークや障害者擬似体験を取り入れた。

※令和６年度より、新たに新任課長補佐級職員研修を実施した。

<u>※令和７年度は、令和６年度まで実施をしていた指定管理事業者等職員向け研修及び窓口職員等向け研修を、あいサポーター養成研修とし、希望職員（指定管理事業者等を含む）全てを対象とし実施。</u>

イ　総務局主催（職員研修内のプログラムの一つとして開催）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th><th>参加者数</th></tr>
<tr><td>人権指導者養成研修
（令和７年７月11・24日、
８月１日）</td><td>・障害者差別解消法
・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
・名古屋市職員対応要領　　など</td><td>26人</td></tr>
<tr><td>新規採用者福祉施設研修
（合同研修：令和７年７月８・９日
実習研修：令和７年８月１日
～12月18日）</td><td>・障害者差別解消法
・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
・名古屋市職員対応要領
・福祉施設実習　　など</td><td>集計中</td></tr>
</table>

※「職場内人権研修（障害者の人権）」（令和７年12月４日～令和８年１月30日）ｅラーニング

ウ　子ども青少年局主催

区　分	内　　容	参加者数
行政窓口担当者対象 発達障害ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ研修※ （令和７年10月24日）	・講義「発達障害の理解と擬似体験」 ・グループワーク①「親の想い」を聴く ・グループワーク②「窓口で、その時あなたは」 ・講義「電話相談Q&Aについて」	46人

※あいち発達障害者支援センター・名古屋市発達障害者支援センター共催

（３）広報・啓発

ア　民間活力を活用した広報

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>概　要</td><td>民間事業者の持つ「特性」や「強み」等を活かした効果的な広報の企画の提案を募り、外部評価委員の審査を経て事業者が提案した広報を実施。
（令和７年度委託事業者：株式会社中日新聞社）</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td>・障害特性別にマンガを制作（全７話）（P.31参照）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>障害種別</th></tr>
<tr><td>第１話</td><td>内部障害</td></tr>
<tr><td>第２話</td><td>精神障害</td></tr>
<tr><td>第３話</td><td>聴覚障害</td></tr>
<tr><td>第４話</td><td>視覚障害</td></tr>
<tr><td>第５話</td><td>知的障害</td></tr>
<tr><td>第６話</td><td>発達障害</td></tr>
<tr><td>第７話</td><td>重症心身障害</td></tr>
</table>
※昨年度の続編という形で制作。
・特設サイト開設
URL：https://www.chunichi.co.jp/k/shougai_kyousei_2025
公開期間：令和７年12月３日～令和８年３月末
・ショート動画の制作・配信（マンガ全６話の動画を制作）
<table>
<tr><th>媒　体</th><th>実施日・期間</th></tr>
<tr><td>Instagram動画広告</td><td>令和８年２月の１か月間</td></tr>
</table>
・SNS静止画広告の掲出（マンガの１コマやキャラクターを活用）
<table>
<tr><th>媒体等</th><th>実施期間</th></tr>
<tr><td>LINE</td><td rowspan="2">令和７年12月上旬～令和８年２月末</td></tr>
<tr><td>Instagram</td></tr>
</table>
・中日新聞@school（※）へのバナー広告掲出・特設ページ開設
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>実施内容</th></tr>
<tr><td>配 信 日</td><td>令和７年12月３日～令和８年３月末</td></tr>
<tr><td>対　　象</td><td>市内の小中学生　約16万人</td></tr>
</table>
※GIGAスクール構想に合わせて生徒一人一人に配られる学校用端末にインストールされるアプリ（愛称チュースク）</td></tr>
</table>

・中日 BIZ ナビ会員へのメルマガ配信

区　　分	実施内容
配 信 日	令和 7 年 12 月 4 日
配信内容	・障害者週間 ・障害者差別解消推進条例 ・ナゴヤあいサポート事業 ・合理的配慮の提供支援に係る助成事業

・チラシ配布（マンガ第 1 話～第 7 話を活用）

【事業者向け】

区 分	会報 Nagoya	マルト水谷
時 期	令和 7 年 12 月	令和 8 年 1 月～順次
部 数	約 17,000 部	約 5,000 部
対 象	名古屋商工会議所会員企業	マルト水谷の契約飲食店

【市民向け】

区　　分	実施内容
配 布 日	令和 7 年 12 月
配架場所	各区役所福祉課・支所区民福祉課・保健センター保健予防課・区障害者基幹相談支援センター等
部　　数	約 10,000 部

・中日新聞（朝刊／市民版）に広告掲載

日　程	内　　容	大きさ
10 月 16 日	「まぜこぜわくわくスポーツ体験会！」 （あいサポート事業・第 3 回集合研修）	5 段
12 月 3 日	マンガ、助成事業	5 段
12 月下旬	障害者差別相談センター 市民講演会（2 月 7 日開催）	半 5 段

イ　ナゴヤあいサポート事業（障害者理解に関する講師派遣事業と一体的に実施）

区　　分	内　　容
趣　　旨	障害の特性を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」を養成することにより、障害の有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会の実現を目指す「あいサポート運動」（平成 21 年鳥取県で開始）を「ナゴヤあいサポート事業」として実施し、「意識のバリアフリー行動」の推進に取り組んでいくもの。

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td rowspan="2">あいサポーター養成研修</td><td>研修内容</td><td>・あいサポート運動について
・様々な障害の特性、困りごと、必要な配慮等について
・障害理解を深める研修</td></tr>
<tr><td>実施方法</td><td>■集合研修（市民向け）の実施　6回実施
＜通常回＞
・令和7年5月16日（金）　・令和7年12月5日（金）
・令和8年1月19日（月）　・令和8年2月25日（水）
＜特別回＞
・（企業向け）令和7年9月27日（土）
※「～多様な働き方を考える～DE&I シンポジウム」（中日新聞社主催）の第2部において実施（参加者277人）
・（親子向け）令和7年11月 16日(日)
「まぜこぜわくわくスポーツ体験会！」を開催（参加者37人）
■講師派遣研修（5名以上の学校や企業・団体向け）の実施
・希望により随時開催（開催件数110件、参加者5,238人）
※令和7年10月末時点
■市職員研修において実施（P.25参照）</td></tr>
<tr><td>「あいサポーター等」の認定</td><td colspan="2">・研修受講者を「あいサポーター」として認定し、「あいサポートバッジ」を交付（小学生は「あいサポートキッズ」として、「あいサポートストラップ」を交付）
・研修受講した企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定し、認定証・ステッカーを交付

あいサポートバッジ

あいサポートストラップ

あいサポートステッカー</td></tr>
<tr><td colspan="2">フォローアップ研修</td><td>「あいサポーター」が障害理解を深め、「意識のバリアフリー行動」の実践に結びつけるため、フォローアップ研修を実施
・令和7年8月20日（水）「精神障害について」（参加者数23人）
・令和7年11月25日（火）「知的障害について」（参加者集計中）
・令和8年3月13日（金）「内部障害・難病について」</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和7年度
養成実績
（R7.10末現在）</td><td colspan="2">・あいサポーター　4,753人（累計7,971人）
・あいサポートキッズ　1,915人（累計3,124人）
・あいサポート企業・団体　1ヶ所（累計10ヶ所）</td></tr>
</table>

【講師派遣研修のコース別実績内訳（令和７年10月末現在）】

コ　ー　ス			件数	参加人数
あいサポーター養成研修のみ（基本編）			30	2,091
障害特性を知り、接し方を知る	身体障害	肢体不自由・車いす体験	51	2,207
		視覚障害・アイマスク体験	42	1,538
		聴覚障害・手話体験	25	966
		内部障害・難病	1	19
	知的障害		4	105
	精神障害		4	61
	発達障害		4	112
	総合コース		3	120
スポーツや交流を通じて障害を知る	「ボッチャ」をやってみよう		5	253
	「車いすバスケ」をやってみよう		5	138
働く障害当事者や、障害のある子を育てる保護者の話を聞き、知る	社会で活躍する障害者－当事者の話を聞いてみよう（講演型）		1	19
	障害のある子どもの子育て－保護者の体験談（講演型）		0	0
まちの中の“バリア”を知り、障害を理解する	店舗やオフィスのバリアフリー化アドバイス		0	0
	まちの中の“バリア”を見つけてみよう		1	26
合　　計			176	7,655

※1回の研修で複数のメニューを実施している場合は、全てのメニューに計上しているため、開催件数とは一致しない。

【アジア・アジアパラ競技大会に向けた障害理解促進のための連携の取り組み】

取　組　名	取　組　内　容
フレンドシップ事業	・各区役所主催で、①国際理解、②障害者理解、③スポーツ振興をテーマとした地域住民向けのイベントを開催する事業 ・②障害者理解に関するイベントを行う場合、ナゴヤあいサポート事業と連携し、あいサポーター養成研修を開催（令和７年度は11区で活用予定）
大会ボランティア向けの研修への活用	・大会ボランティア向けの障害理解に向けた研修動画作成（あいサポーター養成研修と同様のテーマ）への協力

ウ　各種ガイドブックを活用した啓発

区　分	内　　容
趣　旨	・『名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例【ガイドブック】』 　条例の理解促進を図るため、内容や考え方について、具体的な事例やイラスト、わかりやすい表現を用いて解説した冊子
	・『こんなときどうする？　障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック』 　障害及び障害者の正しい理解のため、各障害の特性とこれまで実際に障害者が体験した事例等をもとに、適切な接遇応対の例を紹介した冊子
活用例	各局区の職員研修、障害福祉施設の新規参入事業者研修　等

エ　ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

区　分	内　　容
概　　要	外見からは分からない障害・疾患のある方や、コミュニケーションをとることが困難な障害者等が、周囲に自己の障害・疾患への理解や必要な支援を求めることができるよう、障害特性や希望する支援内容を記載するヘルプカードを希望者に配布。（平成 29 年 10 月配布開始） また、義足や人工関節を使用してる方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークを希望者に配布。（平成 30 年 7 月配布開始） 併せて、一般市民や事業者への啓発を行い、障害や障害者への理解の促進を図るもの。
配布場所	区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター、地域療育センター及び医療機関（※17 病院）で希望者に配布。 ヘルプカードは本市公式ウェブサイトからカード台紙をダウンロードして利用することも可能。
配布実績	・ヘルプマーク　10,110 個　　・ヘルプカード　5,842 枚 （※令和 7 年 4～9 月実績）
広報啓発	・啓発チラシ・ポスターの作成（P.33 参照） ・市営交通中吊り広告　　実施期間：令和 7 年 12 月 3 日～7 日 ・ラッピング市バス　　実施期間：令和 7 年 12 月の 1 か月間 ・名古屋ダイヤモンドドルフィンズの試合会場にて普及啓発活動 　実施日：令和 7 年 12 月 13 日

つくろう共生社会のまち・なごや

共に安心して暮らせる名古屋市へ

名古屋市では「障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」が制定されており、
その推進には意識のバリアフリー行動の実践が欠かせません。
このマンガをヒントに、私たちに出来ることを考え実践してみませんか。

障害を知り、共に生きる あいサポーターになりませんか？

あいサポーターとは?　障害の特性を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する意欲がある方のことです。名古屋市では、この「あいサポーター」を養成することにより、障害の有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会の実現を目指す「あいサポート運動」を実施しています。

あいサポーターになるには?　いずれかの方法で研修を受講していただければ、誰でもなることができます。研修受講後、「あいサポートバッジ」をお渡しします。

- 集合研修（個人でお申し込みの場合）
- 講師派遣研修（企業・団体等でお申し込みの場合）

ナゴヤあいサポート事業事務局
（受託企業：Man to Man Animo 株式会社）
〒456-0002 名古屋市熱田区金山町 1-19-13 川島ビル 4 階
TEL：052-678-3001 FAX：052-678-2888

名古屋市 City of NAGOYA

〈障害についての考え方〉「医学モデル」から「社会モデル」へ

「医学モデル」は、障害による生活のしづらさは本人の心や体の機能に原因があると考えるもの。だからリハビリや治療でその機能を改善しようとするんだ。それに対して「社会モデル」は、障害のある人が困るのは社会の環境や制度に原因があると考えるよ。例えば、車いすの人がお店に入れないのは段差があるからで、本人の体のせいじゃないってこと！この「社会モデル」の考え方は大切だから、ぜひ覚えてほしいな！

6 発達障害

7 重症心身障害

「意識のバリアフリー」という言葉を聞いたことがありますか?障害のある人の社会参加を妨げるバリアには、物理的なものだけでなく、誤解や偏見といった私たちの意識がつくりだしてしまうものもあります。こうした意識のバリアをなくすためには、私たちが障害に対する理解を深め感覚を磨くことにより、身近なところからバリアフリーを意識した行動を実践していくことが大切です。

本事業は、名古屋市より株式会社中日新聞社が受託し運営しています。

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
TEL:052-972-2538　FAX:052-951-3999

多様な障害特性を正しく理解しよう

詳しくはこちらをご覧ください。

1 内部障害

2 精神障害

3 聴覚障害

4 視覚障害

5 知的障害

名古屋市 障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業

障害者差別解消法では、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されています。
名古屋市では、事業者のみなさまを支援する助成事業を実施していますので、ご活用ください。

名古屋市障害者差別相談センターHP　詳しくはこちら▶

点字メニュー・コミュニケーションボードなどの**コミュニケーションツール作成** 最大50,000円

折りたたみ式スロープ・筆談ボード等の**物品購入費** 最大100,000円

対象者

1 市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等のサービスを不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者

2 市内において活動している町内会、サークル、PTA等の団体やグループ

注）本助成事業は、障害者個人ではなく、障害者への配慮を必要とする事業者・団体を対象としています。

申請方法

申請前に、まずは名古屋市障害者差別相談センターにご相談ください。

注）助成後でも結構ですので、「あいサポーター養成研修」の受講をお願いします。

（参考）

ヘルプマークを知っていますか？

#2 | 齋藤 拓実

援助が必要な方のためのマークです。

外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。
このマークを見かけたら、バスや電車内で席をゆずる、
困っているようであれば声をかける等、
思いやりのある行動をお願いいたします。

名古屋市ではヘルプカードも配布しております。
必要とされる方は、お近くの区役所福祉課、
支所区民福祉課、保健センター保健予防課、
障害者基幹相談支援センターまでお越しください。

名古屋市健康福祉局

名古屋市 × 名古屋ダイヤモンドドルフィンズ

お問い合わせ先 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
電話：052-972-2538 FAX：052-951-3999

知っていますか。ヘルプカード

「手助けが必要な人」と「手助けする人」を結ぶカードです。

ヘルプマーク

援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

★ ヘルプカードとは‥

自分から「困った」と伝えるのが苦手な人が、緊急時や災害時などに、このカードを見せることで、まわりの人に助けを求めるものです。

ヘルプカードをお持ちの方が困っているところを見かけたら、「お手伝いしましょうか？」と声をかけたうえで、ヘルプカードに書いている内容について支援や配慮をお願いします。

★ こんな場面でお使いください。

日常で困ったときに‥

緊急のときに‥

災害のときに‥

配布場所

区役所福祉課、障害者基幹相談支援センター、支所区民福祉課、保健センター保健予防課

★ 助けてもらいたい内容を書いてお使いください。

※中面には、ご自身のこと、緊急連絡先、かかりつけ医療機関の記入欄があります。

名古屋市 × 名古屋ダイヤモンドドルフィンズ

お問い合わせ先 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
電話：052-972-2538 FAX：052-951-3999

名古屋市障害者差別相談センターの運営状況

（令和７年４月～令和７年９月）※特記以外は令和７年９月末時点

Ⅰ　障害者差別に関する相談、調査及び調整

１　障害者差別相談センター及び地域の相談窓口で受理した相談件数

※（　）内は、対応延べ件数　　（単位：件）

	センターに直接寄せられた相談		地域の相談窓口から、センターへ引継がれた相談		地域の相談窓口が受け対応した相談		総　計	
総　計	148	(527)	3	(6)	3	(5)	154	(538)
差別相談	18	(247)	3	(6)	1	(1)	22	(254)
その他相談	108	(239)	0	(0)	2	(4)	110	(243)
広報啓発	22	(41)	-	-	-	-	22	(41)

※ 障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業に係る相談は除く

【地域の相談窓口】
区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター
【相談の内訳】
・差 別 相 談：センターで障害者差別にかかる相談事案として受理した相談
・その他相談：差別にはあたらない生活上の困り事や不安の傾聴、法や制度に関する問合せなど
・広 報 啓 発：出前講座の依頼　など

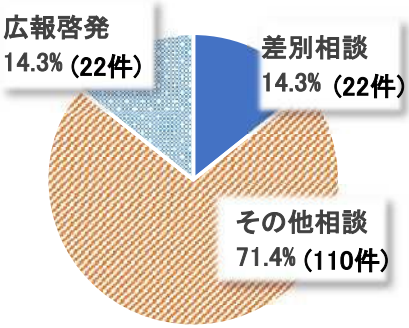

センター及び地域の相談窓口に寄せられた相談の総件数は、１５４件（延べ５３８件）でした。このうち差別相談は２２件（延べ２５４件）で、市外の事案が１件ありました。事業者からの相談は２件、名古屋市の事案が２件ありました。

【参考】相談受付実数（年度別）　　（単位：件）

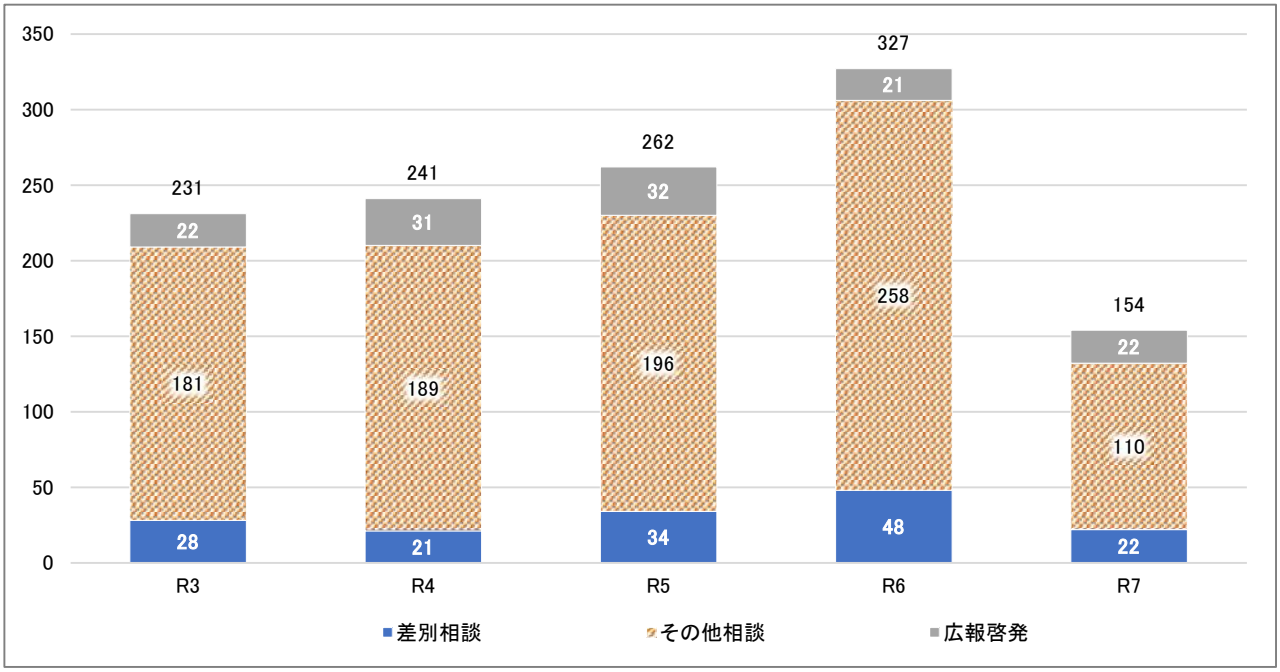

２　センター及び地域の相談窓口における差別相談の内訳

（１）差別の分類

（単位：件）

差別の分類	R6	R7
不当な差別	21	10
合理的配慮	22	7
環境の整備	3	2
雇用関係	2	3
総　計	48	22

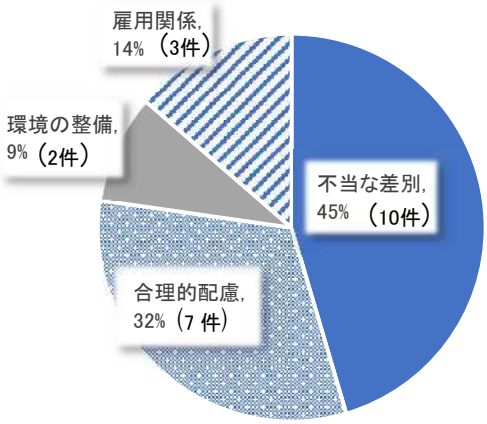

この中には、内閣府の障害者差別に関する相談窓口（つなぐ窓口）から対応を引き継いだもの（1 件）も含まれています。

（２）相談分野

（単位：件）

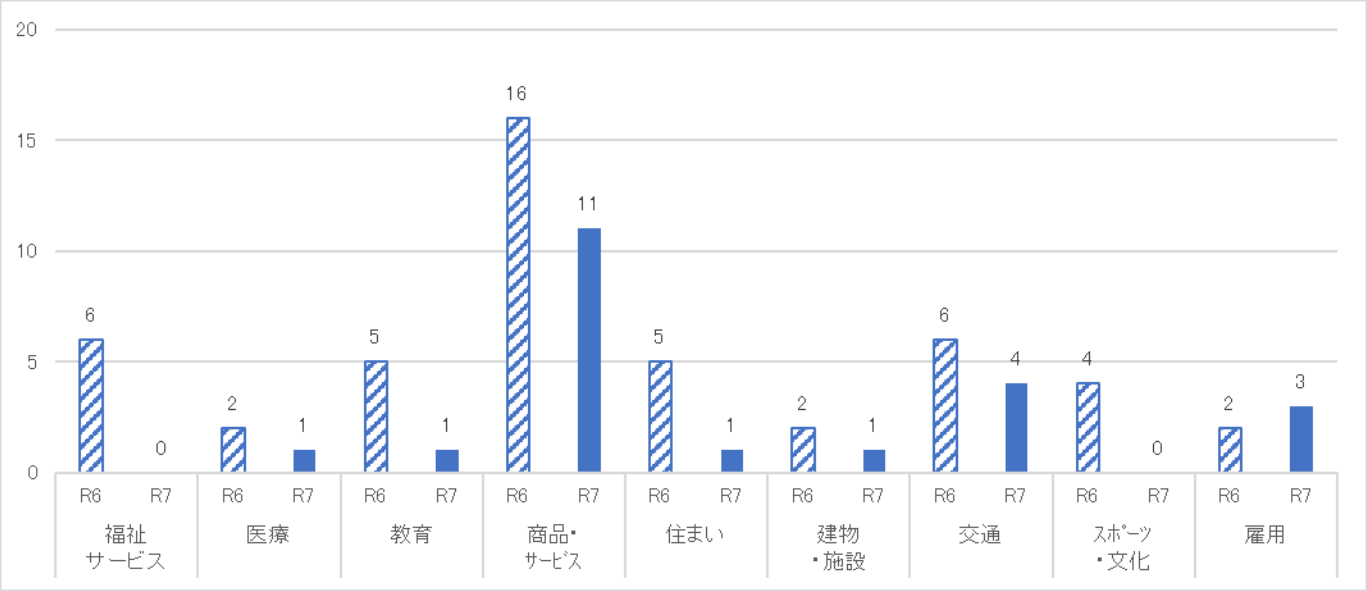

【相談分野の例】
- 「商品･サービス」…商品売買だけでなく、飲食店や対人サービスなど
- 「住まい」…不動産の売買、賃貸契約のほか、町内会など
- 「建物・施設」…不特定多数の方が利用する建物など
- 「交通」…電車、バス、タクシーなど
- 「スポーツ･文化」…スポーツ、文化芸術活動、生涯学習活動など

「商品・サービス」の分野での相談が１１件と最も多く、うち３件は難病のある人の金融機関での代筆に関する相談でした。次いで「交通」の分野４件の相談があり、うち３件は車いすユーザーのタクシー利用に関する相談でした。

（３）当事者の主たる障害種別

（単位：件）

障害種別		R6	R7			
			計	男	女	不明
身体障害		38	15	9	5	1
	視覚	14	2	2	0	0
	聴覚	3	3	1	1	1
	音声・言語	2	0	0	0	0
	盲ろう	0	0	0	0	0
	肢体不自由	16	10	6	4	0
	内部	2	0	0	0	0
	不明	1	0	0	0	0
知的障害		1	1	1	0	0
精神障害		5	4	1	3	0
	統合失調症	1	0	0	0	0
	うつ病	0	2	0	2	0
	双極性障害	0	1	1	0	0
	不安障害	0	1	0	1	0
	その他・不明	4	0	0	0	0
発達障害		5	2	1	1	0
	自閉スペクトラム症	2	1	0	1	0
	注意欠如・多動症	0	0	0	0	0
	限局性学習障害	2	0	0	0	0
	その他・不明	1	1	1	0	0
高次脳機能障害		0	0	0	0	0
難病		1	3	3	0	0
その他・不明		3	1	0	1	0
総計		53	26	15	10	1

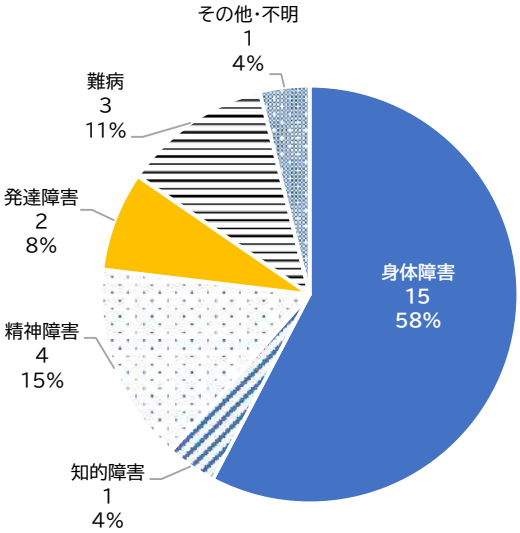

※重複障害の場合は、全ての区分に計上しているため、差別相談件数とは一致しない。

差別相談２２件のうち、身体障害のある人からの相談が１５件と最も多く、次いで精神障害のある人からの相談が４件ありました。身体障害のうち肢体不自由のある人からの相談が最も多く１０件、次いで聴覚障害のある人からの相談が３件ありました。

３　センターにおける差別相談の対応状況

（１）センターによる調整の状況

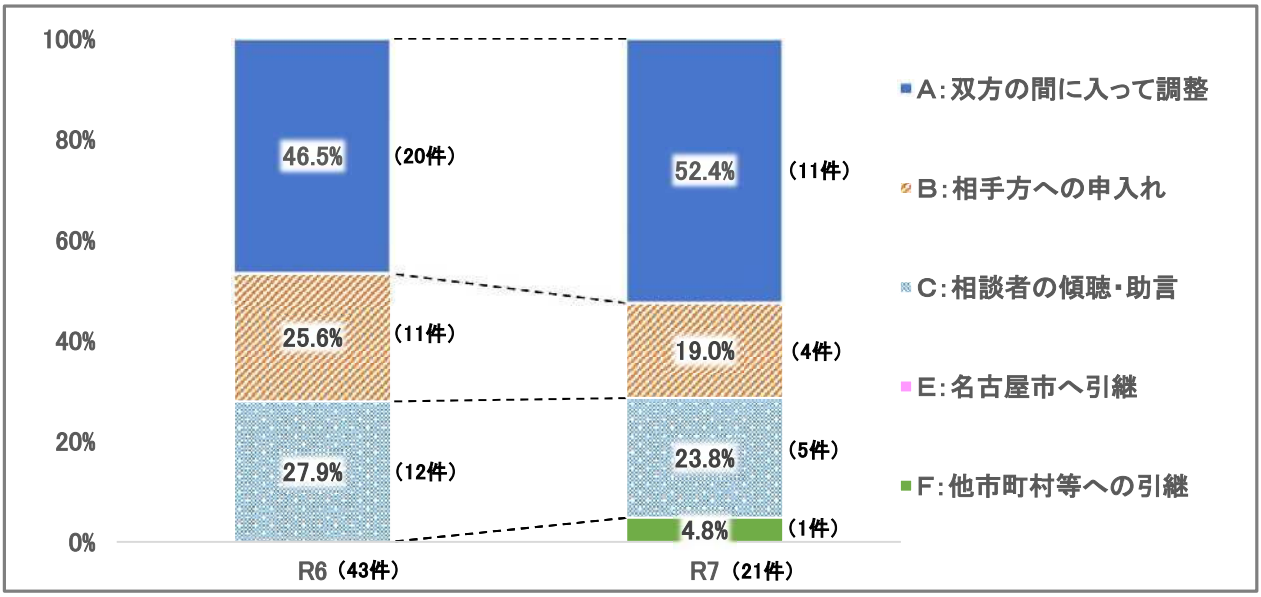

センターが対応した差別相談２１件（地域の相談窓口が対応した１件を除く）のうち１５件は、センターが直接介入し、相手方事業者と調整（上記Ａ及びＢ）を行いました。

（２）終結に至るまでの所要日数

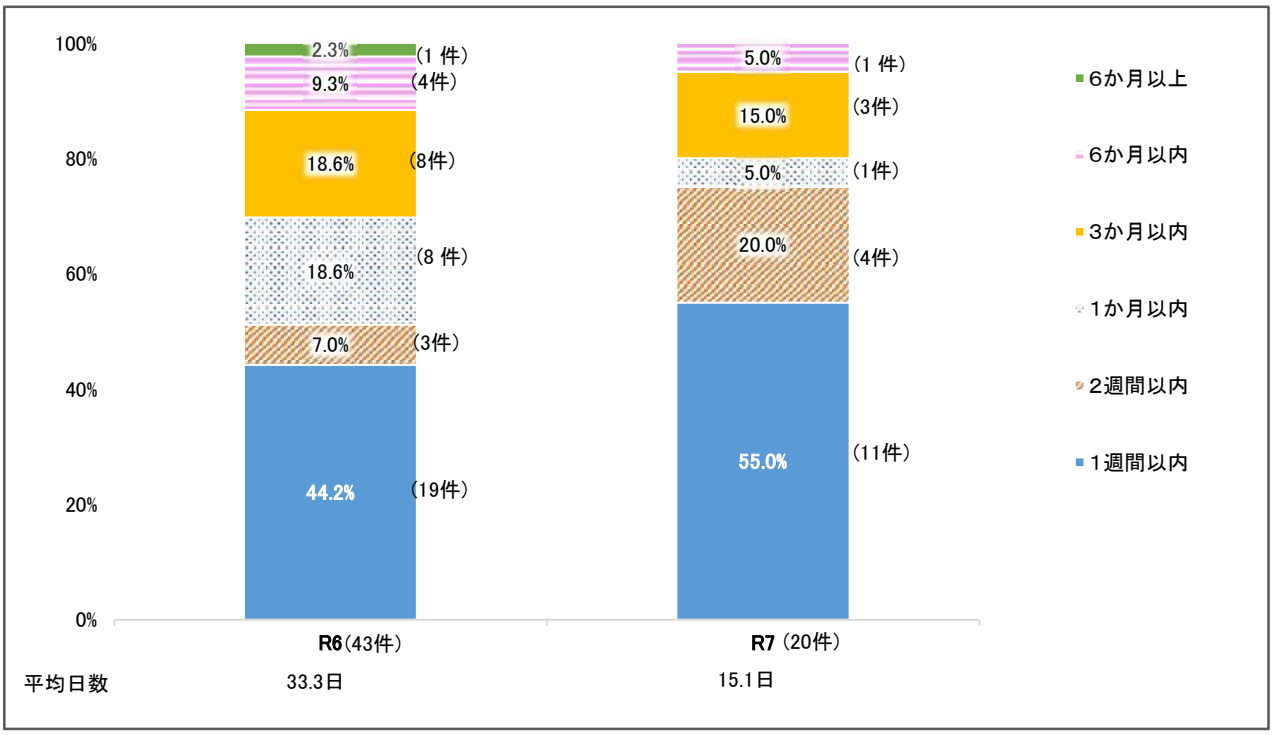

センターでは、原則、相談者へ調整結果をフィードバックし意向の確認を行ったうえで、対応終結を判断しています。

終結した差別相談２０件中１１件が、１週間以内に対応を終結しています。終結に至るまでの平均日数は、１５．１日と昨年度と比較して短くなっています。

Ⅱ　連絡調整会議の運営

大学教授、弁護士、障害当事者、事業者代表及びセンター職員で構成し、全ての差別相談事案について協議・報告を行いました。

実　績	R3	R4	R5	R6	R7
開催回数	7回 （3回）	10回 （1回）	12回 （1回）	13回 （3回）	4回 （1回）
審議件数	37件	40件	66件	85件	29件
1回あたりの審議件数	5.3件	4.0件	5.5件	6.5件	7.3件

※（　　）：オンライン開催回数

Ⅲ　障害者差別に関する相談に従事する人材の育成

地域の相談窓口従事者向け研修

「地域の相談窓口」（区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター）に従事する職員を対象に、障害者差別解消法等について理解を深め、障害者差別相談に必要な知識や技術を向上させる研修を実施しました。

	実施日	研　修　内　容	参加人数
1	5月19日 （ハイブリッド）	○講義「障害者差別解消法・差別解消推進条例改正のポイント」 弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長　田中　伸明　氏 ○説明「地域の相談窓口における相談対応について」 名古屋市障害者差別相談センター　山田センター長	27人
2	10月6日 （ハイブリッド）	○講義「名古屋法務局における人権相談について」 名古屋法務局　人権擁護部　第二課 特定事件対策係長　細井　麻里奈氏 ○講義「障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務について」 愛知労働局　職業安定部　職業対策課　地方障害者雇用担当官　小林　達哉氏	11人
3	11月21日 （ハイブリッド）	○事業者向けセミナー聴講 （詳細は次項参照）	67人
4	1月22日 （集合）	○説明「内閣府　相談対応マニュアルについて」 名古屋市障害者差別相談センター　山田センター長 ○事例検討（グループワーク）	(予定)

※第３回の参加人数は、地域の相談窓口従事職員以外も含む

Ⅳ　障害者差別解消の推進を目的とする広報啓発事業

１　出前講座

差別解消法、障害者差別相談センターの役割、寄せられた相談事例の紹介等により、障害を理由とする差別の解消について考えていただく講座を実施しました。

受講対象	R5	R6	R7
	件数（参加人数）	件数（参加人数）	件数（参加人数）
当事者(本人・団体)	1件（　5人）	2件（　38人）	2件（　25人）
事業者(福祉サービス)	18件（308人）	8件（200人）	2件（　56人）
事業者(一般)	6件（155人）	2件（　60人）	2件（　33人）
市・区役所等	4件（196人）	6件（142人）	6件（131人）
一般市民	6件（196人）	1件（　33人）	2件（207人）
地域関係団体	0件（　0人）	0件（　0人）	1件（　15人）
合　　計	35 件（860 人）	19 件（473 人）	15 件（467 人）

２　事業者向けセミナー

障害に対する理解促進や障害のある人に対する差別解消を主体的に取り組むきっかけづくりを目的に実施しました。

日　　時：令和７年１１月２１日（金）午後２時３０分～４時３０分
会　　場：ウインクあいち　１２０４号室（名古屋市中村区名駅四丁目 4-38）
開催方法：来場型とオンライン（ハイブリット）
内　　容：第１部　障害者差別解消法について
　　講師：名古屋市障害者差別相談センター　職員
　　第２部　心のバリアフリーセミナー
　　講師：三代　達也氏（車いすトラベラー）
参加者数：来場参加３８名、オンライン２９名　計６７名

３　市民講演会（予定）

一般市民を対象に、障害を理由とする差別や偏見の解消について、市民みんなの課題として捉え、考えるきっかけをつくることを目的に実施します。

日　　時：令和８年２月７日（土）午後１時３０分～３時４０分
会　　場：鯱城ホール（名古屋市中区栄一丁目 23 番 13 号伏見ライフプラザ 5 階）
内　　容：テーマ「多様性を認め合い、ともに築く共生社会へ」
　　第１部　基調講演「障害者差別解消法がめざす社会」
　　講師　手嶋　雅史氏（椙山女学園大学人間関係学部人間共生学科教授）
　　第２部　特別講演「誰も排除しない『まぜこぜの社会』をめざして」
　　講師　東　ちづる氏（俳優・一般社団法人 Get in touch 代表）
定　　員：６５０人

４　その他の広報関係

（１）センターニュースの発行（第１８号）

センター業務への理解と周知の他、関係者の意識や対応力の向上を図ることを目的として、第１８号を１１月に地域の相談窓口（６１か所）及び市内ハローワーク（３か所）、各区の障害者自立支援連絡協議会等に送付しました。

（２）民間事業者意識調査（アンケート）の実施

事業者における障害のあるお客様への対応に関する現状の認識や意識及び「名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業」に対するニーズを把握し、今後のセンターの事業運営に生かすためアンケートを実施しました。

調査期間：令和７年１０月２日（火）～令和７年１１月１７日（月）

調査方法：相談事案関係事業者、出前講座参加事業者、合配助成申請事業者等１１６６ヶ所へアンケートを郵送

回 答 数：４０件

結果報告：センターホームページに掲載予定

（３）デジタルサイネージ広告の実施

期　　間：令和７年１２月１日（月）～令和７年１２月７日（日）

場　　所：ナゴヤサブウェイビジョン（名古屋市地下鉄東山線４８編成のうち２１編成の車内に設置されたデジタルサイネージ広告：名古屋～栄間のうち１回１５秒の放映）

Ⅴ　障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業（令和６年１０月事業開始）

１　概要

事業者による障害者への合理的配慮の提供を支援するため、物品購入等に要する費用に対して一部助成を行う。

２　助成対象

・名古屋市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者

・名古屋市内において活動している町内会、サークル、PTA 等の団体やグループ

３　助成内容

（１）コミュニケーションツール作成費

助成限度額：５万円

（対象例）点字メニュー、コミュニケーションボード等

（２）物品購入費

助成限度額：１０万円

（対象例）折り畳み式スロープ、筆談ボード等

※（１）・（２）の区分それぞれにつき、年度内各１回申請可

４　啓発

・活用状況を掲載した案内チラシの作成

・事業者への周知（２９団体に周知依頼：市内１１８６ヶ所以上、３１５０枚）　等

５　実績（令和７年４月～令和７年９月）

（１）相談状況

区　分	事業者	団体・ｸﾞﾙｰﾌﾟ等	その他	合　計
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ作成費	4 件	0 件	0 件	4 件
物品購入費	16 件	0 件	0 件	16 件
その他照会等	9 件	0 件	1 件	10 件
合　　計	29 件	0 件	1 件	30 件

（２）申請状況

区　分		申請件数	助成金交付	
			件　数	交付金額
事業者	ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ作成費	3 件	1 件	50,000 円
	物品購入費	7 件	3 件	296,952 円
	計	10 件	4 件	346,952 円
団体・ｸﾞﾙｰﾌﾟ等	ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ作成費	0 件	0 件	0 円
	物品購入費	0 件	0 件	0 円
	計	0 件	0 件	0 円
合　計	ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ作成費	3 件	1 件	50,000 円
	物品購入費	7 件	3 件	296,952 円
	計	10 件	4 件	346,952 円

（３）主な申請内容

区　　分	内　　容
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ作成費	・フロアマット（身体障害や知的障害者への情報保障） ・点字シール（会社名や電話番号等の点字表示） ・アルミミラー（重度障害児の視野確保・コミュニケーション補助）
物品購入費	・音声読み上げ機器（視覚障害者への情報保障） ・電子メモパッド（聴覚障害者とのコミュニケーション補助） ・座位保持椅子（重症心身障害児の座位補助） ・手すり（身体障害者への階段利用時の移動補助） ・座位保持用品（身体障害のある未就学児の座位補助） ・タブレット（聴覚障害者とのコミュニケーション補助） ・ポータブルチェア(身体障害者の座位補助)

名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱

（趣旨）

第1条　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、本市の事務又は事業の遂行に当たり、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することについて、本市職員の対応要領を定め、市職員が率先して障害者差別解消に取り組み、もって、本市における障害者差別解消の推進を図ることを目的として、名古屋市障害者差別解消庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 庁内における障害者差別解消の推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること

(2) 障害者差別解消の推進に関する人材の養成及び資質の向上に関すること

(3) その他障害者差別解消の推進に関すること

（組織）

第3条　推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2　推進会議に会長を置き、健康福祉局主管副市長をもって充てる。

（会議）

第4条　推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（幹事会）

第5条　推進会議の所掌事項について具体的な取り組みを協議するため、幹事会を置く。

2　幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

3　幹事会に幹事長を置き、健康福祉局障害福祉部担当課長（障害者差別解消）をもって充てる。

4　幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

（庶務）

第6条　推進会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附　則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附　則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

会計室長
防災危機管理局長
市長室長
総務局長
財政局長
スポーツ市民局長
経済局長
観光文化交流局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
上下水道局長
交通局長
消防局長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
教育長
市会事務局長
中村区長
中区長

別表2

会計室会計課長
防災危機管理局総務課長
市長室秘書課長
総務局総務課長
財政局総務課長
スポーツ市民局総務課長
スポーツ市民局人権施策推進部人権施策推進課長
経済局総務課長
観光文化交流局総務課長
環境局職員課長
健康福祉局職員課長
子ども青少年局総務課長
住宅都市局総務課長
緑政土木局総務課長
上下水道局総務部総務課長
交通局営業本部総務部人事課長
消防局総務部職員課長
選挙管理委員会事務局選挙課長
監査事務局管理課長
人事委員会事務局審査課長
教育委員会事務局人事部人事課長
教育委員会事務局人事部教職員課長
市会事務局総務課長
中村区区政部総務課長
中区区政部総務課長